

平成22年度

独立行政法人日本学術振興会

年度計画

平成22年3月31日

目 次

第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	1
1 総合的事項	1
2 学術研究の助成	3
3 研究者の養成	6
4 学術に関する国際交流の促進	9
5 学術の応用に関する研究の実施	11
6 学術の社会的連携・協力の推進	11
7 国の助成事業に関する審査・評価の実施	12
8 調査・研究の実施	13
9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用	13
10 前各号に附帯する業務	14
11 平成21年度補正予算（第1号）等に係る業務	14
第二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	16
第三 予算、収支計画及び資金計画	17
第四 短期借入金の限度額	18
第五 重要な財産の処分等に関する計画	18
第六 剰余金の使途	18
第七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	18
別紙	20

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第三十一条の規定により、平成22年3月31日付け21文科振第690号で認可を受けた独立行政法人日本学術振興会の中長期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、平成22年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

(1) 学術の特性に配慮した制度運営

各事業を推進するにあたり、研究の手法、規模、必要な資金、期間など研究分野等により異なる学術研究の特性に配慮した制度運営を図る。

また、各事業を実施する際には、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力を行う。その際、我が国の学術研究の振興を図る観点から、大学等において実施される学術研究に密接に関わる事業の特性に配慮しつつ、事業を実施する。

(2) 評議員会

各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を2回開催する。振興会の業務運営に関する重要事項については、幅広く高い識見に基づく審議及び意見を参考に事業を実施する。

(3) 学術顧問会議

学術研究に対する特に高い識見を有する学識経験者7名により構成される学術顧問会議を開催し、振興会の運営に関し、専門的な見地から幅広い助言を求める。

(4) 学術システム研究センター

研究経験を有する第一線級の研究者を任期付研究員として、センター所長、センター副所長（3名）、主任研究員及び専門研究員に配置する。主任研究員を1名、専門研究員を4名増員し、主任研究員19名、専門研究員97名の体制とすることにより、人文・社会科学から自然科学に至る全ての学問領域をカバーする体制を充実する。また、重要でかつ継続的に審議が必要な課題に対し、ワーキンググループやタスクフォースを設置し、機動的に対応する。

これらにより、センターが行う学術振興策や学術動向に関する調査・研究体制を整備し、振興会事業における公正で透明性の高い審査・評価業務や振興会業務全般に対する有効な提案・助言等を行うことを可能とする。

(5) 自己点検及び外部評価の実施

① 自己点検

平成21年度事業に係る自己点検については、「独立行政法人日本学術振興会自己点検評価委員会規程」、「独立行政法人日本学術振興会平成22年度自己点検評

価実施要領」及び「独立行政法人日本学術振興会平成21年度事業の評価手法について」に基づき、厳正に評価を実施し、外部評価委員会に提出するとともにその結果を公表する。

② 外部評価

学界及び産業界を代表する有識者により構成される外部評価委員会において、「独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程」に基づき外部評価を実施する。

外部評価の結果は、業務の改善に役立てるとともに、ホームページ等において公表する。

(6) 情報システムの整備

① 公募事業における電子化の推進

研究者へのサービス向上等を図るため、募集要項・応募様式等の書類は、原則としてすべての公募事業においてホームページから入手可能な状態とする。

研究者からの申請書類を電子的に受け付けるシステムについては、本格運用を開始している公募事業を継続して実施するとともに、制度的・技術的課題を検討しながら他の事業への拡充を進める。

なお、拡充に当たっては、文部科学省が開発・運用を行っている府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の連携活用を模索し、柔軟な実現方法を検討する。

(i) 科学研究費補助金事業

研究活動スタート支援の交付申請書受付に向け、電子申請システムに異動情報入力機能等を追加する。

また、他の研究種目における交付申請書受付の電子化について、検討を行う。

(ii) 特別研究員事業

申請者及び審査員がシステムに登録したデータを利用し、審査会等で必要となる各種書類を出力できる機能を向上させ、審査準備にかかる期間の短縮を図る。

海外特別研究員については、申請者が直接データを登録するシステムの構築を行う。

また、電子申請を受け付ける際に障害となる推薦書等の第三者による認証が必要な調書の電子化について、引き続き検討を行う。

(iii) 学術の国際交流事業

公募・審査手続きの完全電子化に向けた検討を行い、必要に応じて順次電子化を行う。

また、電子申請を受け付ける際に障害となる推薦書等の第三者による認証が必要な調書の電子化について、引き続き検討を行う。

② 情報共有化システムの整備

振興会事業全般の情報共有として、グループウェアを用いた情報共有化を推進し、横断的かつ業務効率化に資するデータベースを引き続き構築する。

また、外部機関と電子ファイルを共有しつつ作業を行う際には、情報セキュリティを確保したうえで情報共有を実現する仕組みを構築する。

③ ホームページの充実

公募情報を中心として、振興会の業務内容に関する最新情報をホームページで迅速に提供し、一般国民や研究者のニーズに応える的確かつ見やすい情報提供に努める。

また、ホームページの管理システムを刷新し、更新に係る作業時間の短縮を図る。

また、ホームページの情報量増加に伴い、閲覧者が必要な情報にアクセスしづらくなりつつあるため、利用者へのアクセシビリティを考慮し、各事業のページについて、順次見やすさ・わかりやすさを改善したページに再構築する。

④ 情報セキュリティの確保

情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するため、ポリシー遵守のためのマニュアル等を整備し、ポリシー遵守の手順を明確にする。

また、職員等に対して情報セキュリティに関する意識を高めるために、セキュリティ講習を年1回実施する。

(7) 研究費の不正使用及び不正行為の防止

事業説明会実施時等において、研究費の不正使用及び不正行為の防止策についての助言、注意喚起等を行い、国のガイドライン等に基づき、不正の防止に対する研究機関の取組の強化及び研究者の意識改革の促進などにより不正の防止に努める。

(8) 内部統制の充実

監事監査については、一般的な業務・会計監査のほか重点項目を引き続き設けることとし、外部監査については監査法人による任意監査を受ける。

なお、平成22年度の決算については、事業報告書(会計に関する部分のみに限る)、財務諸表及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受ける。

2 学術研究の助成

学術研究が効果的に進展するよう、学術システム研究センターの機能を活用して、公正で透明性の高い審査・評価を実施するとともに、業務の簡素化と必要な拡充を図りつつ、研究者の視点に立った助成事業を実施する。

科学研究費補助金事業は、文部科学省が定める事業実施における基本的考え方・役割分担に基づき業務を行う。

平成22年度においては、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究(S)、研究活動スタート支援、奨励研究、研究成果公開促進費(学術定期刊行物、学術図書、データベース)、特別研究員奨励費及び学術創成研究費について、交付業務及び公募・審査業務を行う。また、文部科学省が交付する特別推進研究、若手研究(A・B)の公募・審査業務を行う。

(1) 審査・評価の充実

前年度までの経験に基づき、学術システム研究センターの機能を有効に活用しながら制度の改善を図り、公正な審査委員の選考、透明性の高い審査・評価システムの構

築を行う。

① 審査業務

- (i) 科学研究費委員会を開催して、文部科学省科学技術・学術審議会が示す「審査の基本的考え方」を踏まえ、科学研究費委員会において「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」を改正する。

また、配分審査のための小委員会を開催し、応募された研究課題の審査を行う。

- (ii) 審査委員の選考については、審査委員候補者データベースを充実しつつ、専門的見地から、より適切な審査委員を選考するため、学術システム研究センターの研究員の幅広い参画を得て実施する。

- (iii) 研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、合議審査において、研究計画調書に記載された他の研究費への応募・採択状況を確認するとともに、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用する。また、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対し迅速に提供する。

② 評価業務

- (i) 研究進捗評価の実施

特別推進研究、基盤研究（S）、若手研究（S）及び学術創成研究費については、当該研究課題の研究の進捗状況を把握し、当該研究の今後の発展に資するため、現地調査・ヒアリング・書面・合議により研究進捗評価及び研究成果の検証を行う。また、その評価結果については、ホームページにおいて広く公表する。

- (ii) 事後評価の実施

特別推進研究、基盤研究（S）及び学術創成研究費の研究課題のうち、研究進捗評価を行わない研究課題については、現地調査・ヒアリング・書面・合議により事後評価を行う。

また、その評価結果については、ホームページにおいて広く公開する。

(2) 助成業務の円滑な実施

① 募集業務（公募）

平成23年度公募に関する情報については、科学研究費補助金に関するホームページにより公表するとともに、研究計画調書の様式などの情報を研究者等が迅速に入手できるようにする。

また、応募受付前に研究者等が審査方針等の内容を確認できるよう、科学研究費委員会において審査方針等を決定後、速やかに公表する。

② 交付業務

平成22年度科学研究費補助金について、科学研究費委員会の審査結果に基づき、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究（S）、研究活動スタート支援、奨励研究、研究成果公開促進費（学術定期刊行物、学術図書、データベース）、特別研究員奨励費及び学術創成研究費の交付業務を迅速に行う。

また、平成21年度に交付した科学研究費補助金に係る実績報告書の提出を受け、額の確定を行う。

- ・ 採否に関する通知は、4月上旬までに行う。
- ・ 応募者に対する審査結果の開示の通知は、開示内容を充実しつつ、新たに電子システムにより5月下旬までに行うことを目指す。
- ・ 額の確定は、7月中旬までに行う。

③ 不正使用及び不正受給の防止

研究費の不正使用及び不正受給を防止するため、文部科学省との適切な役割分担のもと、同省の定めるガイドライン等に基づき、研究機関に提出を義務付けている報告書等により各研究機関の不正防止に対する取組の状況等を的確に把握し、必要に応じ適切な指導を行うなど、研究機関における研究費の管理や監査を徹底させる。

また、事業説明会等を開催し、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策について、助言・注意喚起等を行い、研究者を含む関係者の意識改革を促進するとともに、振興会による監査を充実することにより不正の防止に努める。

④ 電子システムの導入・活用

(i) 応募手続

特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究及び若手研究の応募書類の受付を電子システムにより行う。

(ii) 審査業務

特別推進研究の審査意見書及び基盤研究、挑戦的萌芽研究並びに若手研究の書面審査の結果の受付については、電子システムにより行う。

(iii) 交付業務

研究活動スタート支援の交付申請書受付を電子システムにより行うとともに、他の研究種目の交付申請書受付への電子システムの導入を検討する。

(iv) 審査結果の開示

基盤研究、挑戦的萌芽研究及び若手研究の第一段（書面）審査結果の開示については、電子システムにより行う。

⑤ 科学研究費補助金説明会の実施

大学等の研究機関への事業説明を、文部科学省との共同実施、研究機関からの要望に応じての実施などにより、全国各地で行い、制度の改善等に係る正しい理解の促進を図る。その際、地域バランスに配慮する。

また、制度に係るパンフレット、説明資料の向上を図る。

(3) 研究成果の適切な把握及び社会還元・普及

① 研究成果の把握・公表

平成21年度に終了した研究課題の研究実績の概要及び平成21年度に研究期間が終了した研究課題の研究成果報告書については、国立情報学研究所のデータベースにより広く公開する。

② ひらめき☆ときめきサイエンス事業

我が国の将来を担う児童・生徒を主な対象として、研究者が科学研究費補助金による研究成果をわかりやすく説明することなどを通じて、学術と日常生活との関わりや学術がもつ意味に対する理解を深める機会を提供する「ひらめき☆ときめきサ

イエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」を全国各地の大学等で幅広く実施する。

(4) 助成の在り方に関する検討

① 審査結果の検証

科学研究費補助金の審査結果について、学術システム研究センターの機能を活用しつつ検証を行い、事業の改善に反映させる。

② 「系・分野・分科・細目表」の改正案の検討

平成25年度公募から適用する「系・分野・分科・細目表」の改正案について、文部科学省からの基本的考え方を踏まえ、学術システム研究センターの機能を活用しつつ検討を行う。

3 研究者の養成

(1) 全般的な取組み

大学院博士課程（後期）学生や博士の学位を有する者等のうち優れた研究能力を有する若手研究者に資金を支給し、支援する特別研究員事業等を以下のとおり推進する。

- ・ 新規支援対象者を採用する。
- ・ 支援対象者に対し、円滑に資金を支給する。
- ・ 特別研究員及び海外特別研究員の出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを実施する。また、出産育児による中断中も短時間の研究を行うことで、中断後の研究の再開が円滑に図れるよう、中断期間中に研究奨励金の半額を支給する取扱を実施する。
- ・ 大学院博士課程在籍者に対する支援については、優れた研究能力を有する外国人留学生についても、引き続き採用する。
- ・ 振興会の研究者養成事業について周知するため、各大学等の要望に基づき、説明会を開催する。

(2) 選考審査の適切な実施

- ① 学識経験者により構成される「特別研究員等企画委員会」を開催し、若手研究者の主体性を重視しつつ、目的や対象者層に応じた審査方針の検討を行う。
- ② 新規支援対象者について、審査の独立性を確保する観点から、我が国の第一線の研究者を審査委員とする「特別研究員等審査会」を設置し、審査方針に基づき、書面審査に加え面接審査を効果的に活用して選考審査を実施し、内定する。
- ③ 引き続き公平で公正な審査体制を維持するため、書面審査の基準及び評価方法の書面審査員への周知、面接終了後の合議審査により、精度の高い選考、評価を実施する。
- ④ 審査会委員、書面専門委員、面接専門委員の役割を明確化し、それらの役割に応じた適切な委員・専門委員を学術システム研究センターが候補者データベースを活用して作成した候補者名簿案に基づき、「特別研究員等審査会委員等選考会」において選考する。その際、積極的に女性を登用する。
- ⑤ 改定された特別研究員の申請資格について、適切な経過措置を講ずるとともに、説

明会等を開催し、周知に努める。

- ⑥ 審査の透明性を確保する観点から審査方針等をホームページ等で公開するとともに、不採択者に対し、その評価結果を通知する。
- ⑦ 特別研究員に対する研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、採用内定者情報を同機構に提供し重複チェック等を行う。

(3) 事業の評価と改善

特別研究員等審査会が実施した審査内容等について、学術システム研究センターにおいて分析・検証を行い、審査業務に改善すべき点が生じた場合は、改善につなげるとともに「特別研究員等企画委員会」において検討を行う。

高水準の待遇で採用した者（特別研究員-SPD）については、学術システム研究センターの機能を活用して、選考審査から支援終了後のフォローアップに至る一貫性のある評価体制のもと、支給の効果について評価し、その結果を本人に通知する。

改善事項については、十分な周知期間、経過措置を講じた上で、募集要項等に反映させ、ホームページへの掲載、説明会の開催等を行い、広く周知する。

(4) 特別研究員事業

我が国の大学等の研究機関で研究に専念する優れた若手研究者を支援する特別研究員事業を円滑に実施する。また、子育て支援や学術研究分野における男女共同参画を推進する観点も踏まえ、出産育児により研究を中断した、優れた若手研究者が円滑に研究現場に復帰するための支援を行う特別研究員-RPD を引き続き実施する。

① 平成22年度支援対象者に係ること

(i) 特別研究員-DC

我が国の将来を担う創造性に富んだ研究者を養成・確保するため、採用した特別研究員-DC に対し研究奨励金を支給する。

(ii) 特別研究員-PD

我が国の将来を担う創造性に富んだ研究者を養成・確保するため、採用した特別研究員-PD に対し研究奨励金を支給する。

(iii) 特別研究員-SPD

世界最高水準の研究能力を有する若手研究者を養成・確保するため、高水準の待遇で採用した特別研究員-SPD に対し研究奨励金を支給する。

(iv) 特別研究員-RPD

出産・育児により研究を中断した優れた若手研究者の研究現場復帰を支援するため、採用した特別研究員-RPD に対し研究奨励金を支給する。

(v) 特別研究員（グローバルCOE）

「グローバルCOEプログラム」に選定された拠点において採用された特別研究員（グローバルCOE）に対し研究奨励金を支給する。

② 平成23年度新規採用に係ること

平成23年度採用分特別研究員-DC1、DC2、PD 及び RPD の公募に際し、更なる申請

者の利便性向上を目的として、電子的に申請書類を受け付けるシステムの改善を検討する。

選考審査等に当たっては、特に以下の点に留意する。

(i) 特別研究員-PD

選考審査に当たって、研究者の流動性向上のため、研究の場を大学院在学当時の所属研究室と同一研究室とする者についてはその正当性を厳しく審査する。

採用期間中に海外の研究機関等において研究活動を積極的に行うことを「募集要項」、「諸手続きの手引き」に記載することにより奨励する。

(ii) 特別研究員-SPD

特に優れた者を採用するため、特別研究員-PD の書面審査合格者の中から優秀な者を採用する。

採用期間中に海外の研究機関等において研究活動を積極的に行うことを「募集要項」、「諸手続きの手引き」に記載することにより奨励する。

③ 平成21年度以前の支援対象者に係ること

特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を定期的に行い、研究者若しくは専門的知識を生かす企業等の職に就いている者の状況を分析し、社会への貢献を検証するとともに、調査結果をホームページ上で国民に分りやすい形で公表する。

(5) 海外特別研究員事業

海外の大学等研究機関に優れた若手研究者を派遣する海外特別研究員事業を円滑に実施する。

海外特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を定期的に行い、研究者若しくは専門的知識を生かす企業等の職に就いている者の状況を分析し、社会への貢献を検証するとともに、調査結果をホームページ等で国民にわかりやすい形で公表する。

(6) 若手研究者国際・トレーニング・プログラム

我が国の若手研究者が海外で活躍・研さんする機会の充実・強化を図ることを目的とし、我が国の大学が、海外の大学等と組織的に連携し、若手研究者が海外において一定期間研究活動等を行う機会を提供することを支援する。

(7) 日本学術振興会賞

我が国の学術研究の水準を世界のトップレベルにおいて発展させるため、創造性豊かな優れた研究を進めている若手研究者を見い出し、早い段階から顕彰してその研究意欲を高め、独創的、先駆的な研究を支援する日本学術振興会賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。

(8) 大学院生に対する顕彰

我が国の学術研究の発展への寄与が期待される若手研究者の養成に資するため、優秀な大学院博士課程学生を顕彰し、その勉学及び研究意欲を高める事業を実施するために募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。

(9) 若手研究者の自立的な研究環境整備促進プログラム

科学技術振興調整費における若手研究者の自立的な研究環境整備促進プログラムについて、選考委員会委員の推薦等、適切な審査が行われるよう協力する。

4 学術に関する国際交流の促進

日本の研究水準、国際競争力の一層の向上を目指し国内外からの要請に応えるべく、学術に関する国際交流を促進する事業を実施する。なお、公募事業については、学術システム研究センターや国際事業委員会の機能を有効に活用し、審査の透明性・公平性を確保しつつ、競争環境の中で厳正な評価を行う。

(1) 諸外国の学術振興機関との協力による国際的な共同研究等の促進

諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、共同研究やセミナーの開催、研究者交流を支援する事業を実施する。その際、各国の研究水準・研究ニーズや外交的観点等、学術に関する国際交流の必要性に配慮しつつ、円滑に実施する。特にインド・韓国については、両国の研究者により構成される委員会を活用して運営する。

また、ノーベル博物館との協力の下、ノーベル博物館巡回展日本開催に向けた準備を行う。

国際的に取り組むべき課題の解決に向け、研究者からのボトムアップによる発意に基づき主要国学術振興機関と共同し支援するボトムアップ型国際共同研究を実施する。

なお、海外研究連絡センターにおいては、当該国の学術振興機関との有機的な協力の下、セミナー、シンポジウム等を実施する。

(2) 研究教育拠点の形成支援

先端研究分野において、我が国の学術研究機関が欧米等の中核的研究機関と双方向の大規模な研究交流を行う中で、世界的水準の研究交流拠点の形成及び若手研究人材の育成を図る先端研究拠点事業を実施する。

また、大学院教育の国際化及び博士課程における若手研究者の育成のため、ドイツ研究振興協会と協力し、日独の大学が大学院における教育研究を共同で行う日独共同大学院プログラムを実施する。

(3) 若手研究者育成のための国際交流支援

次世代を担う研究者の育成等のため、諸外国の学術振興機関と連携し、学際的な観点から先端的な研究課題について集中的に議論を行う先端科学シンポジウム事業や、特定の研究領域に係る著名な研究者の講義等からなる日本－欧州先端科学セミナーを実施する。

また、国際経験を培うべく、ノーベル賞受賞者との討議等を行うリンダウ・ノーベル賞受賞者会議など、国際的な会議等への若手研究者の参加を支援する。

(4) アジア・アフリカ諸国との交流

① アジア・アフリカにおける研究教育拠点の形成支援等

アジア・アフリカ諸国との共同研究拠点形成を推進するため、拠点大学交流事業、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業を実施する。また、中韓の対応機関との協議に基づき、日中韓フォーサイト事業を実施する。

なお、拠点大学交流事業に係る業務は平成22年度末をもって終了する。

② アジア科学技術コミュニティ形成戦略事業

我が国が主導的立場に立ってアジアにおける科学技術コミュニティを形成することを目的とし、「アジア学術振興機関長会議」「HOPE ミーティング」「機動的国際交流」など多層的なネットワーク形成を支援する各事業を、文部科学省と連携しつつ戦略的に実施する。

③ 論文博士号取得希望者への支援事業

論文提出により我が国の博士号取得を希望するアジア・アフリカの若手研究者を支援する事業を実施する。

④ アジア学術セミナーの開催

アジアの若手研究者に最新の学術成果を紹介する「アジア学術セミナー」を対応機関と協力して開催する。

⑤ 科学技術研究員派遣支援システム調査

政府開発援助と連携した科学技術研究員派遣事業の実施において、我が国と開発途上国との共同研究ニーズの調査・分析及び候補案件を形成するためのマッチングを行うとともに、有識者による運営委員会を開催し派遣候補者を選定する。

(5) 研究者の招致

① 全般的な取組み

我が国の大学等の研究者からの要請に基づき、共同研究等を実施するため、研究者のキャリアステージに沿い、その経歴及び訪問目的に即し、優れた外国人研究者を我が国に招へいする事業を実施する。

とりわけ、我が国が世界をリードする研究分野において、若手の外国人研究者に対して我が国の卓越した研究者の指導・監督の下で研究に従事する機会を提供することにより、優れた外国人研究者を確保する。

また、個々の研究者の招へいに加え、柔軟かつ多様な方法により、研究環境の一層の国際化を目的とした研究者を招致するため、「若手研究者交流支援事業」等により、大学等研究機関における組織的な招へいの機会を設ける。

② 外国人特別研究員事業

外国人特別研究員については、多様な国からの招へいを着実に図る。とりわけ、欧米諸国からの若手研究者の招へいについては、招へい期間を柔軟に設定し、また海外研究連絡センターを通じた広報活動を積極的に行うことにより、優秀な若手研究者の確保に努める。

また、振興会事業を終えて帰国した研究者のネットワーク強化を図るべく、世界12カ国において形成された研究者コミュニティによる活動への支援を拡充すると

ともに、その他の国においても新たな研究者コミュニティの形成を推進する。

長期に来日する研究員に対しては、我が国での研究生活を円滑に開始するためのオリエンテーションを来日直後に実施するとともに、「来日外国人研究者のための生活ガイドブック」の配布や日本語研修支援等のフェローサービスを行い、日常生活面においても支援する。

更に、我が国の将来を担う高校生等を対象に、科学や国際社会への関心を深めさせることを目的とし、外国人研究者が高等学校等において、自身の研究活動や母国について英語で講義を行うサイエンス・ダイアログを実施する。

(6) 大学等における研究環境の国際化支援

日本の大学の国際化を促進させるため、大学の職員養成のための取組等を支援する。我が国の大学等の研究者が、国内で開催する国際的な研究集会への支援を行うとともに、国外で開催される国際的な研究集会への派遣支援を行う。

また、海外研究連絡センターにおいては、各大学が主催するシンポジウムなどの実施や各大学の海外拠点の活動を支援する。

(7) 事業の評価と改善

学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、学術国際交流事業の基本的な方向性についての検討を行う。また、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業について、研究者へのサービス向上を図る観点から検討を行う。併せて、海外の学術振興機関との間で事業の有効性・適切性の相互評価など、事業の成果及び効果を把握するための手法の検討を行う。

また、カイロ、ナイロビの両研究連絡センターについては、効率的な業務運営に努めつつ、増大するアフリカ地域研究などの重要性・学術研究の特殊性に鑑み、当該地域における拠点性など質的な要素についても留意した運営へと転換を図り、学術動向の収集・発信機能の充実に努める。

5 学術の応用に関する研究の実施

○ 異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業

既存の学問・研究分野にとらわれずに、異なる分野の知見や方法論を取り入れた人文・社会科学における「異分野融合型共同研究」を推進する。

平成22年度は、平成21年度に採択された研究テーマ（領域）のフォローアップを行う。

その際、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。

6 学術の社会的連携・協力の推進

学界と産業界の第一線の研究者等からのボトムアップによる発意に基づき、自由な研究発表、情報交換を行う場を提供し、産学協力の橋渡しを行う。また、産学協力研究委員会の活動についての情報発信に努める。

- ・ 産学協力総合研究連絡会議
産学協力研究委員会等諸事業の充実強化を図るとともに、学界と産業界との学術の社会的協力によって発展が期待される分野やその推進方策を検討する。
- ・ 産学協力研究委員会
産学の研究者の要請や研究動向に関し幅広い角度から自由に情報・意見交換を行うとともに、蓄積された成果発信の場として国際シンポジウム等の開催、活動成果の刊行を行う。
- ・ 研究開発専門委員会
将来発展が期待される分野及び解決すべき課題について、専門的な調査審議を行う。

7 国の助成事業に関する審査・評価の実施

(1) 21世紀COEプログラム

国の助成事業である「21世紀COEプログラム」について、採択されたプログラム終了後の状況について情報公開に努める。

(2) グローバルCOEプログラム

国の助成事業である「グローバルCOEプログラム」について、委員会を開催し、評価を行う。

平成22年度は、平成20年度に採択されたプログラムの中間評価を行う。

その際、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

(3) 組織的な大学院教育改革推進プログラム

国の助成事業である「組織的な大学院教育改革推進プログラム」について、委員会を開催し、事後評価を行う。

平成22年度は、平成19年度に採択されたプログラムの評価を行う。

その際、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

(4) 質の高い大学教育推進プログラム

平成20年度に審査を実施した、国の助成事業である「質の高い大学教育推進プログラム」については、採択されたプログラムの情報公開に努める。

(5) 大学教育推進プログラム

国の助成事業である「大学教育推進プログラム」について、委員会を開催し、審査を行う。

平成22年度においては、新たに公募するプログラムの審査・選定を行う。

その際、専門家による公正な審査体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

(6) 世界トップレベル研究拠点プログラム

国の助成事業である「世界トップレベル研究拠点プログラム」について、委員会を開催し、審査・評価・管理業務を行う。

平成22年度は、新たに公募するプログラムの審査・選定を行うとともに、平成19年度に採択された5拠点のフォローアップ・管理業務を行う。

その際、専門家による公正な審査・評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

また、既存の5拠点についてはプログラムを担当するPD・POを配置し、専門的な観点からプログラムの進捗状況を管理する。

(7) 政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進

国の「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」及び「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業」について、評価・管理業務を実施する。

平成22年度は、平成18年度に採択されたプロジェクト研究の最終評価、平成20年度に採択されたプロジェクト研究の中間評価を行う。

その際、専門家による公正な審査・評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

(8) 国際化拠点整備事業（グローバル30）

国の助成事業である「国際化拠点整備事業（グローバル30）」について、中間評価の内容・方法について検討を行うための委員会を開催する。

その際、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

8 調査・研究の実施

学術システム研究センターの研究員を中心として、海外研究連絡センターとの連携による諸外国における学術振興施策の状況調査及び国内外の学術研究動向、研究者動向等の調査・研究を実施し、結果をとりまとめ、今後の振興会事業に反映させることとする。

特に学術研究動向については、学術システム研究センター研究員全員が専門分野にかかる最新の学術の動向を調査し、その成果をより適切な審査員の選考や評価システムの整備等に反映させ、振興会が行う審査・評価業務等の向上に役立てる。

また、これらの成果については、必要に応じ報告書等にとりまとめホームページ等において公表する。

9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用

(1) 広報と情報発信の強化

国民及び研究者等に向けた広報の在り方、実施方法についての協議を行い、その検討結果を踏まえた適切な広報に努める。

また、各事業の実施状況等、学術研究に関わる情報について、以下の方法により公開し、普及に努める。

- ① ホームページへの掲載
各事業の概要、支援の内容等についてホームページに掲載する。
- ② パンフレット等の配布
振興会の事業内容について分かり易く編集された和文・英文のパンフレットを作成し、学術機関、行政機関、海外の諸機関に対して送付するほか、必要に応じて事業毎にパンフレットを作成・配布する。
- ③ メールマガジンの発信
インターネットを活用したメルマガ方式により、公募案内や行事予定等の情報提供を行う。
- ④ 英文ニューズレター
英文ニューズレターを年4回（各回17,000部）発行し、振興会の事業により来日したことのある外国人研究者、海外の学術振興機関、在日大使館等に配布する。

(2) 成果の普及・活用

学術システム研究センターの調査・研究の成果については、事業の企画・立案に反映させるとともに、必要に応じ報告書等にとりまとめホームページ等において公表する。

10 前各号に附帯する業務

学術研究の推進に資する事業として以下のとおり前各号に附帯する業務を毎年度着実に実施する。

(1) 国際生物学賞にかかる事務

国際生物学賞委員会により運営され、生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰することにより国際的にも高い評価を受けている国際生物学賞の第26回顕彰にかかる事務を行うとともに、第27回顕彰に向けた準備・支援の事務を積極的に実施する。また、募金趣意書を配布するなど、国際生物学賞基金への募金活動に努める。

(2) 学術関係国際会議開催にかかる募金事務

学術関係国際会議の開催のため、指定寄付金による募金、並びに特定公益増進法人としての募金の事務を行う。

(3) 個別寄付金及び学術振興特別基金の事業

寄付金を受入れ、寄付者の意向に基づき特定分野の助成を行う個別寄付金事業及び事業分野をあらかじめ特定しないで助成する学術振興特別基金の事業を行う。

11 平成21年度補正予算（第1号）等に係る業務

(1) 先端研究助成業務

先端研究助成基金の適切な管理・運用に努めるとともに、前年度に先端研究助成基金助成金を交付した補助事業について、助成金の執行状況調査を行う。また、「最先端・次世代研究開発支援プログラム」について、プログラムの公募を行い、円滑な審

査を実施するとともに、補助事業者決定後には速やかに助成金を交付する。

① 最先端研究開発支援プログラム

(i) 助成業務

補助事業者からの交付請求に応じ、取扱要領等関係規程を踏まえて助成金を迅速に交付する。

(ii) 執行管理

補助事業者から提出される実施状況報告書の確認や、現地調査等を行い、助成金の執行状況を適切に把握・管理することに努める。

② 最先端・次世代研究開発支援プログラム

(i) 公募・審査業務

プログラムの適切な公募に努めるとともに、適切な審査方針のもと専門家による公正かつ透明性の高い審査を実施する。

(ii) 助成業務

取扱要領等関係規程を踏まえ、補助事業者に対して適切かつ迅速に助成金を交付する。

(2) 研究者海外派遣業務

研究者海外派遣基金助成金を交付した助成事業の執行状況を適切に把握・管理するとともに、基金の適切な管理・運用に努める。

① 優秀若手研究者海外派遣事業

(i) 助成業務

助成事業者からの交付請求に基づき、助成金の取扱要領等関係規程を踏まえ、滞在費等を適正に交付する。

(ii) 執行管理

助成事業者から提出される実施状況報告書等の確認を行い、助成金の執行状況を適切に把握・管理することに努める。

② 組織的な若手研究者等海外派遣プログラム

(i) 助成業務

助成事業者からの交付請求に基づき、助成金の取扱要領等関係規程を踏まえ、滞在費等を適正に交付する。

(ii) 執行管理

助成事業者から提出される実施状況報告書等の確認を行い、助成金の執行状況を適切に把握・管理することに努める。

(3) 先端研究助成基金による研究の加速・強化

上記(1)①の先端研究助成基金により助成する先端的な研究の加速・強化に必要な助成事業を行う。

事業の実施に当たっては、取扱要領等関係規程を整備し、補助事業者に対して補助金の交付を行う。

(4) 若手・女性等研究者への支援の強化

若手・女性等研究者が活躍しうる研究基盤・研究環境を充実・強化するために必要な助成を行うとともに、海外の大学等研究機関との共同研究等を推進し、若手研究者等の海外派遣を促進するための機会を提供する事業を行う。事業の実施に当たっては、取扱要領等関係規程を整備し、補助事業者に対して補助金の交付を行う。

第二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の効率化

業務運営については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。また、組織体制、業務分担の見直しについて検討を行い、事務手続き、決裁方法など、事務の簡素化・合理化を促進する。これらにより一般管理費（人件費を含む。）については、中期目標期間中の初年度と比して年率3%以上の効率化を達成するための取組を行う。その他の事業費（競争的資金を除く。）について、平成21年度予算に対して1%以上の削減を図る。また寄付金事業等についても業務の効率化を図るなど、中期計画に従い業務の効率化を図る。

なお、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度の人件費と比較し、5%以上削減し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。そのため、平成22年度の人件費については、平成17年度の人件費と比較し、5%以上の削減を実施する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分、競争的研究資金並びに国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員については削減対象から除く。

具体的には、職員の給与格付けを見直すことなどにより、総人件費の縮減を図る。

業務の実施に当たり委託等を行う場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の範囲の拡大や随意契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

業務の効率化を図る際、研究者等へのサービスの低下を招かないよう配慮する。

2 職員の能力に応じた人員配置

能力に応じた処遇、人員配置を可能にするため、複数の評定者による客観的な勤務評定をより厳格に行い、給与への反映を図る。

3 情報インフラの整備

(1) 業務システムの開発・改善

会計システムについては、伝票を電子的に処理するとともに、会計帳簿についても電子的に管理し、独立行政法人会計基準に則り効率的かつ適正な会計処理を行う。

また、特別研究員の日常管理業務システムを刷新し、奨励金支給関連業務の信頼性

の更なる向上を図る。

(2) 情報管理システムの構築

業務に必要な振興会内の諸手続については、情報共有ソフト（グループウェア）を活用し、効率的な業務運営が実施できるよう引き続き整備を行う。

4 外部委託の促進

事業の効率的な遂行のための外部委託については、効率化が図られる業務や分野、部門を調査し、外部委託の有効性を検討し、外部委託を促進する。

5 随意契約の見直し及び監査の適正化

(1) 随意契約の見直し

契約監視委員会の意見を踏まえて、随意契約を減少させるために「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会による点検・見直しを実施する。

(2) 監査の適正化

入札及び契約の適正な実施については、引き続き監事による監査を受ける。

(3) 点検・見直し結果の公表

「随意契約等見直し計画」の取組状況、契約監視委員会での討議事項及び監事監査による契約に関する点検・見直し状況については、ホームページに公開する。

6 決算情報・セグメント情報の公表

決算情報とともにセグメント情報を公表する。

7 基金の管理及び運用

安全かつ安定的な基金の運用を図るため、基金管理委員会を組織する。基金管理委員会は、安全性や利便性等に優れた金融機関を取引銀行として選定するとともに、流動性も考慮に加えつつ基金の運用方針を適切に定める。

また、基金の運用状況を確認するとともに、必要に応じて、安全な金融機関の選択や効率的な金融商品の選択等に関する運用方針の見直しを行う。

第三 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別紙 1-1～1-4 のとおり

2 収支計画

別紙 2-1～2-4 のとおり

3 資金計画

別紙 3-1～3-4 のとおり

第四 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は 72 億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

第五 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

第六 剰余金の使途

振興会の決算において剰余金が発生した時は、広報・情報提供の充実、調査研究の充実、情報化の促進に充てる。

第七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画はない。

2 人事に関する計画

(1) 職員の研修計画

職員の専門性及び意識の向上を図るため、下記の研修を実施する。

また、資質の向上を図るため、外部で実施される研修に職員を参加させる。

- ① 語学研修
- ② 海外の機関での研修
- ③ 情報セキュリティ研修（1回）

(2) 人事交流

国立大学法人等との人事交流を行い、質の高い人材の確保・育成を図り、適切な人事配置を行う。

(3) 人事評定

職員の業務等の勤務評定を実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。

(4) 競争的研究資金並びに国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員にかかる人事配置

実務経験を有する質の高い人材の確保を図り、適切な人事配置を行う。

(5) 職員の福利・厚生

職員の勤務環境を整備するため、必要な福利・厚生の実施を図る。

(6) 人件費に関する指標

(参考1)

平成22年度中「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に示された方針に基づき、平成17年度決算を基準とした削減対象人件費は、総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付職員に係る人件費を除き、総額698百万円。

(参考2)

平成22年度中、上記の削減対象となる人件費に総人件費改革の取組の削減対象除外となる任期付職員に係る人件費を含めた人件費額は、総額938百万円(ただし、この金額は、今後の国からの委託費、補助金、競争的研究資金の獲得状況により増減があり得る。)

平成22年度 予算 (総括表)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	28,021
国庫補助金収入	170,104
科学研究費補助金	129,781
研究拠点形成費等補助金	134
大学改革推進等補助金	29
国際化拠点整備事業費補助金	19
科学技術総合推進費補助金	140
最先端研究開発戦略的強化費補助金	40,000
事業収入	332
寄付金事業収入	47
産学協力事業収入	272
学術図書出版事業収入	1
受託事業収入	506
計	199,283
支出	
一般管理費	867
うち人件費	400
物件費	467
事業費	27,564
うち人件費	561
物件費	27,003
科学研究費補助事業費	129,781
研究拠点形成費等補助事業費	134
大学改革推進等補助事業費	29
国際化拠点整備事業費補助事業費	19
科学技術総合推進費補助事業費	140
先端研究助成事業費	44,813
研究者海外派遣事業費	973
最先端研究開発戦略的強化費補助事業費	40,000
寄付金事業費	47
産学協力事業費	272
学術図書出版事業費	1
受託事業費	506
計	245,148

- ※1 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
- ※2 基金補助金は平成22年度以降分を含めた金額を平成21年度に一括で収入額に計上しているため収支が一致しない。
- ※3 競争的研究資金並びに国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員にかかる人件費は総額240百万円。(ただし、この金額は今後の競争的研究資金、国からの委託費、補助金及び民間資金の獲得の状況により増減があり得る。)

平成 22 年度 予算 (一般勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	28,021
国庫補助金収入	170,104
科学研究費補助金	129,781
研究拠点形成費等補助金	134
大学改革推進等補助金	29
国際化拠点整備事業費補助金	19
科学技術総合推進費補助金	140
最先端研究開発戦略的強化費補助金	40,000
事業収入	38
寄付金事業収入	47
産学協力事業収入	272
学術図書出版事業収入	1
受託事業収入	506
計	198,988
支出	
一般管理費	494
うち人件費	254
物件費	241
事業費	27,564
うち人件費	561
物件費	27,003
科学研究費補助事業費	129,781
研究拠点形成費等補助事業費	134
大学改革推進等補助事業費	29
国際化拠点整備事業費補助事業費	19
科学技術総合推進費補助事業費	140
最先端研究開発戦略的強化費補助事業費	40,000
寄付金事業費	47
産学協力事業費	272
学術図書出版事業費	1
受託事業費	506
計	198,988

- ※1 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
- ※2 競争的研究資金並びに国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員にかかる人件費は総額94百万円。(ただし、この金額は今後の競争的研究資金、国からの委託費、補助金及び民間資金の獲得の状況により増減があり得る。)

平成 22 年度 予算 (先端研究助成業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
事業収入	288
計	288
支出	
一般管理費	340
うち人件費	126
物件費	214
先端研究助成事業費	44,813
計	45,153

- ※1 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
- ※2 基金補助金は、平成 22 年度以降分を含めた金額を平成 21 年度に一括で収入額に計上しているため収支が一致しない。

平成 22 年度 予算 (研究者海外派遣業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
事業収入	6
計	6
支出	
一般管理費	33
うち人件費	21
物件費	13
研究者海外派遣事業費	973
計	1,006

- ※1 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
- ※2 基金補助金は、平成 22 年度以降分を含めた金額を平成 21 年度に一括で収入額に計上しているため収支が一致しない。

平成22年度 収支計画 (総括表)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常経費	245,160
業務経費	27,564
科学研究費補助事業費	129,781
研究拠点形成費等補助事業費	134
大学改革推進等補助事業費	29
国際化拠点整備事業費補助事業費	19
科学技術総合推進費補助事業費	140
先端研究助成事業費	44,813
研究者海外派遣事業費	973
最先端研究開発戦略的強化費補助事業費	40,000
寄付金事業費	47
産学協力事業費	272
学術図書出版事業費	1
受託事業費	506
一般管理費	867
減価償却費	12
収益の部	245,160
運営費交付金収益	28,021
科学研究費補助金収益	129,781
研究拠点形成費等補助金収益	134
大学改革推進等補助金収益	29
国際化拠点整備事業費補助金収益	19
科学技術総合推進費補助金収益	140
先端研究助成基金補助金収益	44,928
研究者海外派遣基金補助金収益	1,000
最先端研究開発戦略的強化費補助金収益	40,000
業務収益	269
寄付金事業収益	47
産学協力事業収益	272
学術図書出版事業収益	1
受託事業収益	506
資産見返負債戻入	12
純利益	0
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成22年度 収支計画 (一般勘定)

(単位：百万円)	
区分	金額
費用の部	
經常経費	199,000
業務経費	27,564
科学研究費補助事業費	129,781
研究拠点形成費等補助事業費	134
大学改革推進等補助事業費	29
国際化拠点整備事業費補助事業費	19
科学技術総合推進費補助事業費	140
最先端研究開発戦略的強化費補助事業費	40,000
寄付金事業費	47
産学協力事業費	272
学術図書出版事業費	1
受託事業費	506
一般管理費	494
減価償却費	12
収益の部	199,000
運営費交付金収益	28,021
科学研究費補助金収益	129,781
研究拠点形成費等補助金収益	134
大学改革推進等補助金収益	29
国際化拠点整備事業費補助金収益	19
科学技術総合推進費補助金収益	140
最先端研究開発戦略的強化費補助金収益	40,000
業務収益	38
寄付金事業収益	47
産学協力事業収益	272
学術図書出版事業収益	1
受託事業収益	506
資産見返負債戻入	12
純利益	0
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成 2 2 年度 収支計画 (先端研究助成業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
經常経費	45,153
先端研究助成事業費	44,813
一般管理費	340
収益の部	45,153
先端研究助成基金補助金収益	44,928
業務収益	225
純利益	0
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成 2 2 年度 収支計画 (研究者海外派遣業務勘定)

(単位 : 百万円)

区分	金額
費用の部	
經常経費	1, 0 0 6
研究者海外派遣事業費	9 7 3
一般管理費	3 3
収益の部	1, 0 0 6
研究者海外派遣基金補助金収益	1, 0 0 0
業務収益	6
純利益	0
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成22年度 資金計画 (総括表)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	245,531
次期繰越金	98,846
資金収入	
業務活動による収入	199,656
運営費交付金による収入	28,021
科学研究費補助金による収入	129,781
研究拠点形成費等補助金による収入	134
大学改革推進等補助金による収入	29
国際化拠点整備事業費補助金による収入	19
科学技術総合推進費補助金による収入	140
最先端研究開発戦略的強化費補助金による収入	40,000
寄付金事業による収入	47
産学協力事業による収入	272
学術図書出版事業による収入	1
受託事業による収入	506
その他の収入	706
前期繰越金	144,721

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成22年度 資金計画 (一般勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	199,372
次期繰越金	5,787
資金収入	
業務活動による収入	199,362
運営費交付金による収入	28,021
科学研究費補助金による収入	129,781
研究拠点形成費等補助金による収入	134
大学改革推進等補助金による収入	29
国際化拠点整備事業費補助金による収入	19
科学技術総合推進費補助金による収入	140
最先端研究開発戦略的強化費補助金による収入	40,000
寄付金事業による収入	47
産学協力事業による収入	272
学術図書出版事業による収入	1
受託事業による収入	506
その他の収入	411
前期繰越金	5,798

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成 2 2 年度 資金計画 (先端研究助成業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	45,153
次期繰越金	89,317
資金収入	
業務活動による収入	288
その他の収入	288
前期繰越金	134,181

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成 2 2 年度 資金計画 (研究者海外派遣業務勘定)

(単位 : 百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	1, 0 0 7
次期繰越金	3, 7 4 2
資金収入	
業務活動による収入	6
その他の収入	6
前期繰越金	4, 7 4 3

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。